

宗像市一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和7年3月

宗像市

目 次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画策定の目的	1
2 計画対象区域	1
3 計画の目標年次	1
第2章 ごみ処理基本計画.....	2
1 ごみ処理体制	2
2 ごみ排出量の実績	3
3 本計画の目標値	4
4 ごみ処理基本計画	5
第3章 生活排水処理計画.....	9
1 基本方針	9
2 生活排水処理フロー	9
3 生活排水処理の現状	10
4 生活排水処理の推計	10
5 生活排水処理基本計画	11
6 し尿・汚泥の処理計画	11

第1章 基本的事項

1 計画策定の目的

「宗像市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条に基づき策定します。本計画は世界、国及び県の動向を踏まえ、「第3次宗像市総合計画」や「第2次宗像市環境基本計画」に掲げる基本理念に基づいて、循環型社会の形成を目指し、中・長期的かつ総合的な観点から、ごみの排出抑制、資源化及び最終処分等の適正処理を進めるために必要な基本事項を定めた計画です。

2 計画対象区域

計画対象区域は、宗像市（以下「本市」という。）の全域を対象とします。

3 計画の目標年次

本計画の計画期間は令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10年間とします。また、本計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

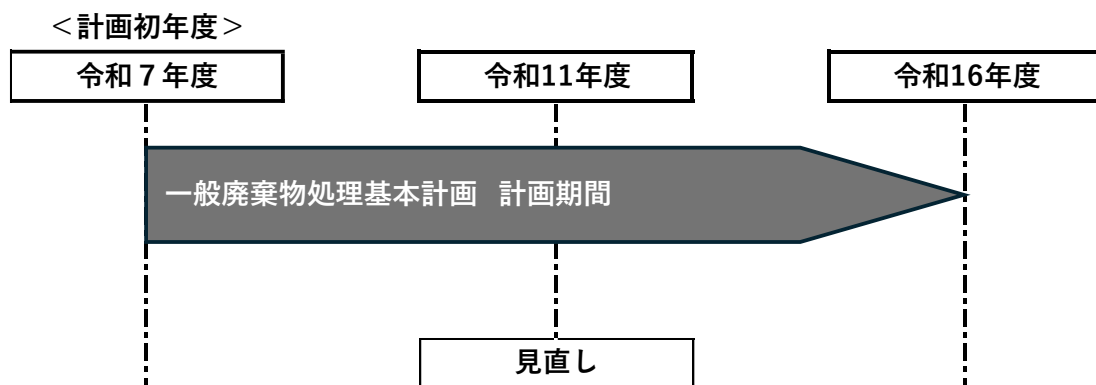


図1 計画の目標年度

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理体制

本市におけるごみ処理フローを図2に示します。

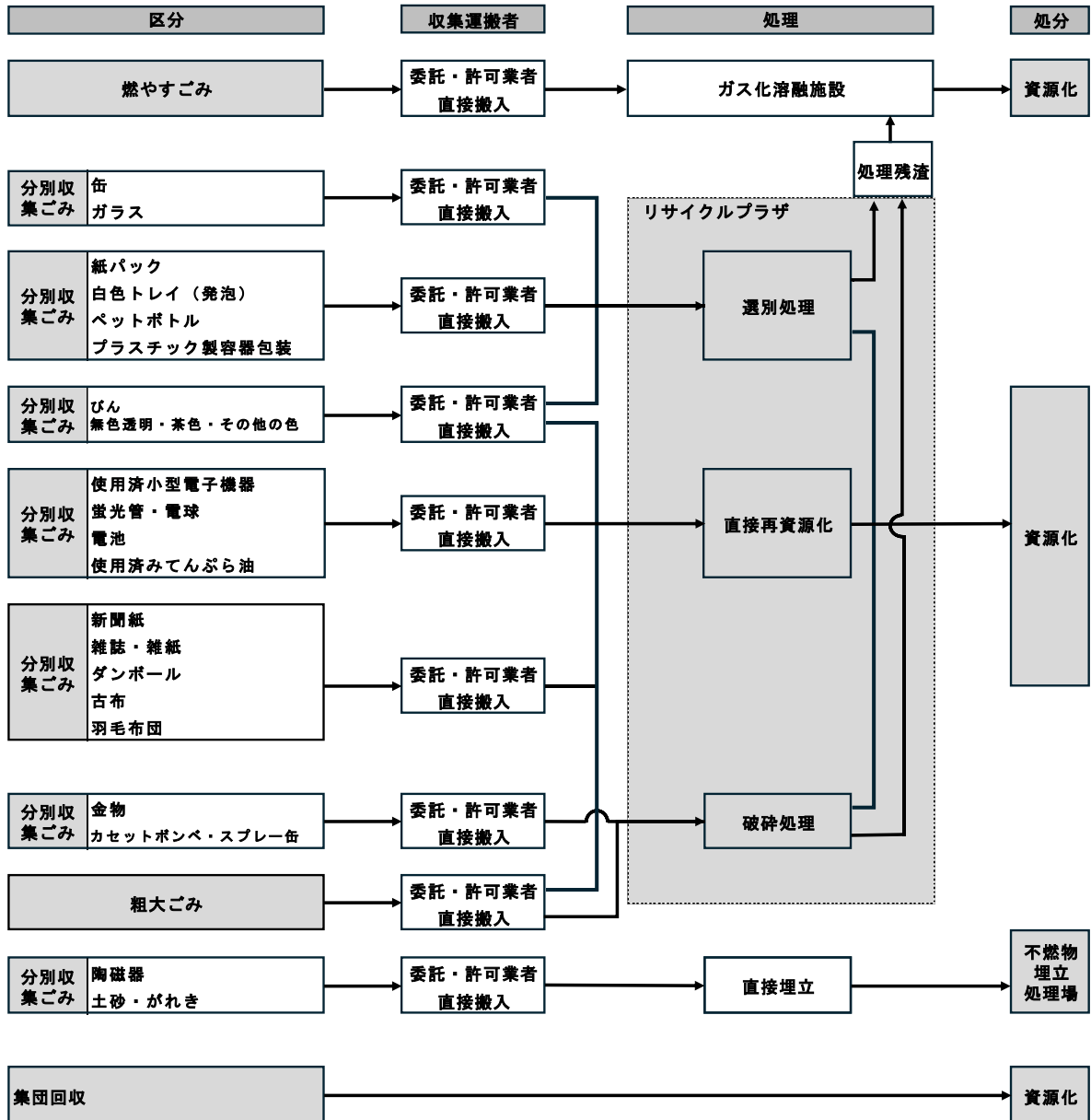


図2 ごみ処理フロー

2 ごみ排出量の実績

本市の過去5年間におけるごみ排出量及び資源回収量の実績を表1に示します。

表1 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量と資源回収量の実績

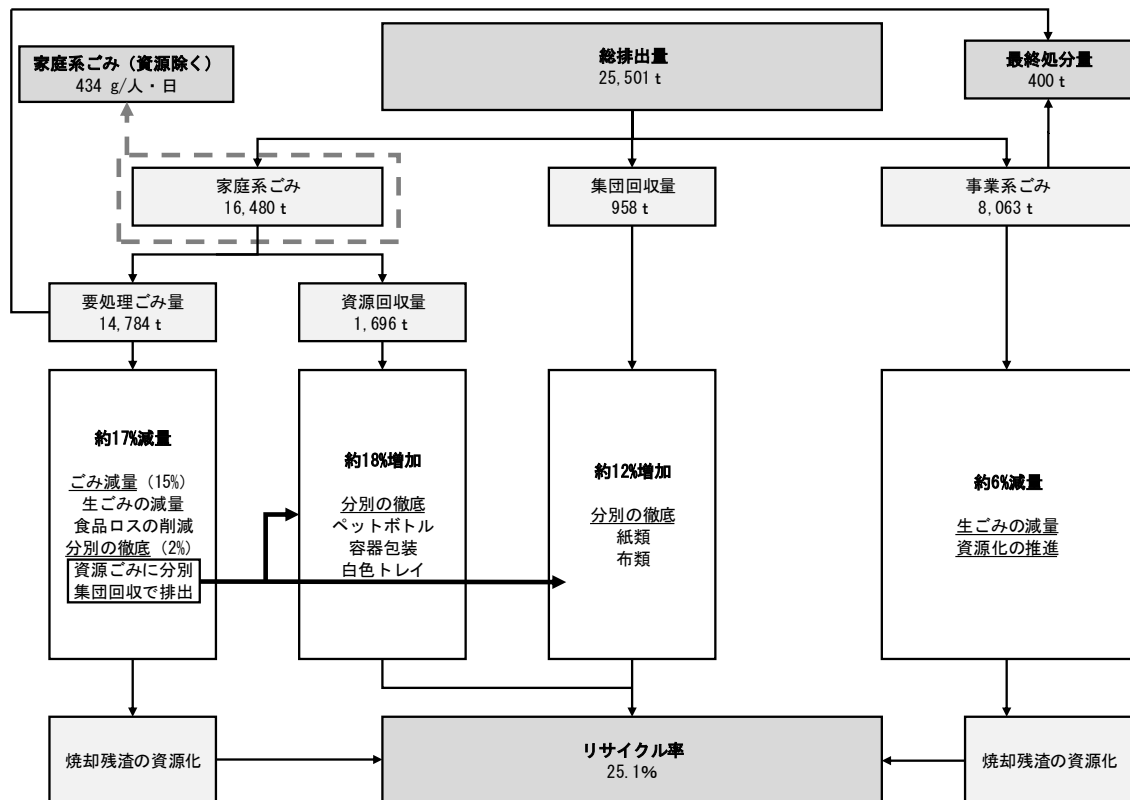
項目	単位\年度	実績値				
		R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
総排出量	t/年	31,198	30,323	29,728	29,613	28,727
家庭系ごみ	t/年	21,104	20,928	20,436	20,040	19,280
行政収集	t/年	19,446	19,030	18,793	18,289	17,595
燃やすごみ	t/年	16,738	16,671	16,442	15,991	15,431
不燃ごみ	t/年	840	793	747	739	715
資源ごみ	t/年	1,713	1,404	1,447	1,459	1,325
その他	t/年	36	41	36	0	37
粗大ごみ	t/年	119	121	121	100	87
直接搬入	t/年	1,658	1,898	1,643	1,751	1,685
燃やすごみ	t/年	1,459	1,637	1,467	1,575	1,437
不燃ごみ	t/年	199	261	176	176	248
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,751	8,238	8,205	8,563	8,601
行政収集	t/年	7,997	7,398	7,451	7,707	7,793
燃やすごみ	t/年	7,657	7,056	7,124	7,366	7,430
不燃ごみ	t/年	335	342	327	341	363
資源ごみ	t/年	5	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	754	840	754	856	808
燃やすごみ	t/年	754	840	754	856	808
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
集団回収量	t/年	1,343	1,157	1,088	1,010	846
紙類	t/年	1,260	1,068	1,002	929	775
ガラス類	t/年	9	8	8	5	6
布類	t/年	74	81	78	75	64
資源回収量（施設処理を除く）	t/年	3,097	2,602	2,571	2,469	2,208
要処理ごみ量	t/年	28,101	27,721	27,157	27,144	26,519
リサイクル率	%	24.7%	24.4%	24.2%	23.8%	22.5%
最終処分量	t/年	409	429	371	387	448

3 本計画の目標値

本計画の目標値を表2に、目標達成のために必要となる減量化及び資源化量を図3に示します。

表2 本計画の目標値（令和16年度）

項目	単位	実績値 (R5 年度)	目標値 (R16 年度)	増減量
総排出量	t/年	28,727	25,501	3,226t 削減 約 11%削減
1人1日あたりの 家庭系ごみ（資源 除く）排出量	g/人・日	505	434	71g 削減 約 14%削減
リサイクル率	%	22.5	25.1	約 2.6 ポイント増加 約 12%増加
最終処分量	t/年	448	400	48t 削減 約 11%削減



※増減量は令和5年度実績との比較となります。

図3 目標達成のために必要となる減量化・資源化量（令和16年度）

4 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念及び基本方針

近年の環境問題に関わる様々な動向を踏まえつつ、宗像の地の千数百年の豊かな文化と自然をさりげなく責任をもって次世代へ継承する「宗像人らしさ」の精神をもとに、脱炭素の実現を目指します。本計画では、「さりげなく、宗像人らしさを意識して 一循環型のまちづくり」を基本理念として、本市における循環型のまちづくりを推進します。

本計画の基本理念及び基本方針と各種計画の関連性を図4に示します。

基本理念に基づく基本方針を踏まえて、各種計画に具体的な取り組みを示します。

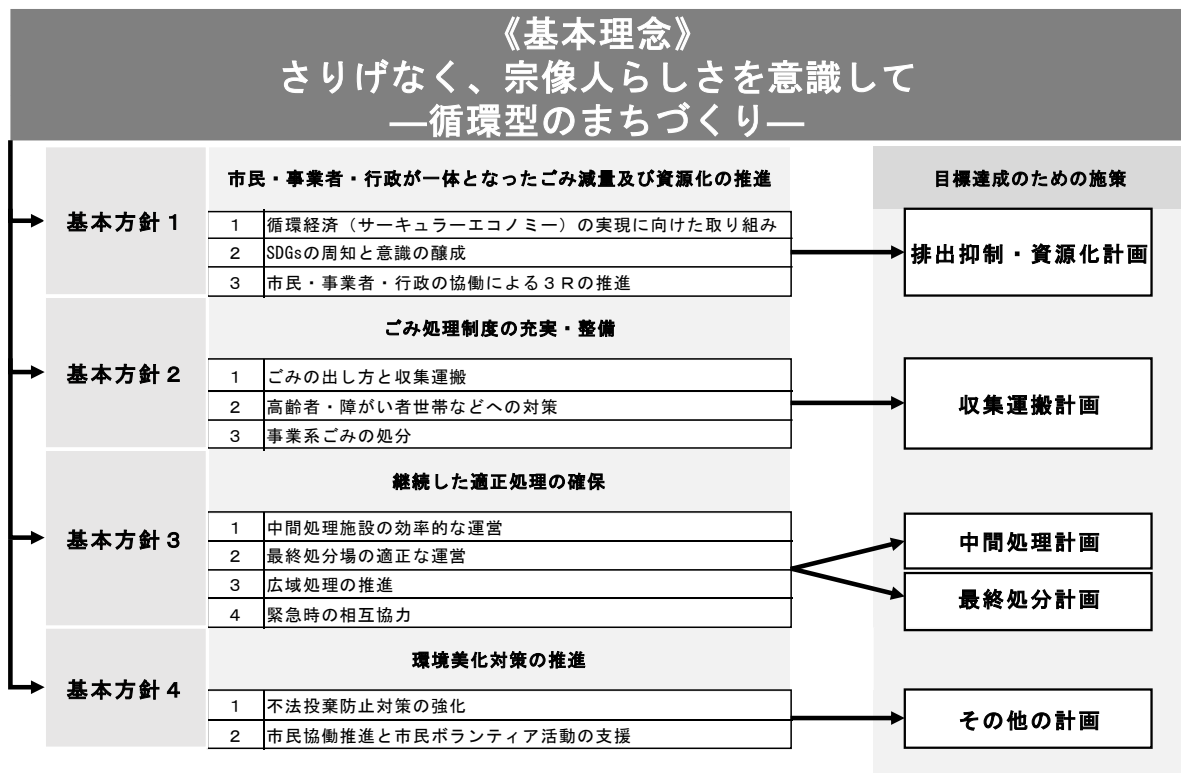


図4 基本理念及び基本方針と各種計画の関連性

(2) 排出抑制・資源化計画

本市はこれまでも様々な取り組みを通じて、ごみの排出抑制及び資源化を実施してきたところではありますが、近年重要視される循環経済（サーキュラーエコノミー）（※1）の考え方を踏まえて更なる取り組みを推進する必要があります。

また、SDGs（持続可能な開発目標）（※2）のうち「12 つくる責任 つかう責任」は、廃棄物分野に密接に関係する目標ですが、その現状は多くの課題が残る状態であると言えます。SDGs は本計画の期間中である令和 12 年度に目標年度を迎えます。SDGs の目標達成に近づくためにも、市民・事業者・行政の3者が協働し、3Rを意識した取り組みが求められます。

そこで、本計画では市民・事業者・行政のそれぞれの取り組みを個別に定めます。3者の排出抑制・資源化に係る取り組みの体系を表3に示します。

表3 排出抑制・資源化に係る取り組みの体系

取り組みの主体	取り組み内容	
(1) 市民の取り組み	1)	生ごみの水切り徹底・堆肥化の活用
	2)	食品ロスの削減・フードドライブ等の利用
	3)	ごみの分別の徹底・集団回収等の利用
	4)	プラスチックごみの発生抑制
	5)	リユース・リサイクルの場の活用
	6)	使い捨て製品の使用抑制・グリーン購入の実施
	7)	環境活動への積極的な参加
(2) 事業者の取り組み	1)	ごみの発生抑制を前提とした工程・製品
	2)	事業者における食品ロス対策
	3)	包装廃棄物等の発生抑制
	4)	ペーパーレス化の推進
	5)	資源ごみの店頭回収への協力
	6)	リユース・リサイクルの実施
	7)	事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の履行
(3) 行政の取り組み	1)	環境教育・啓発活動の推進
	2)	ごみの減量・資源化に関する補助制度の継続・拡充
	3)	新たな分別品目の検討・見直し
	4)	リユース・リサイクルの場の提供
	5)	食品ロス対策の支援
	6)	市民・事業者への指導の強化
	7)	処理手数料見直しの検討
	8)	民間における資源回収の把握方法の検討
	9)	行政が率先したグリーン購入の実施

(3) 収集運搬計画

市民は分別排出の制度を守ったごみを排出し、行政が効率的かつ衛生的な収集運搬を行うことで、適正処理の推進を図ります。

事業者には、自己責任に基づく適正処理のあり方について、啓発・周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみの減量・資源化体制の構築を目指します。

収集運搬に係る取り組みの体系を表4に示します。

表4 収集運搬に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 家庭系ごみの収集運搬	1)	燃やすごみ
	2)	分別収集ごみ
	3)	粗大ごみ
(2) 事業系ごみの収集運搬	1)	排出者責任の啓発・徹底
	2)	許可業者による収集と自己搬入
	3)	資源物受入施設の利用促進
(3) 高齢者・障がい者世帯などへの対策	1)	市民のニーズの把握
	2)	支援制度の検討

(4) 中間処理計画

ごみ処理の継続的な適正処理と環境負荷の低減を図るため、ごみ処理施設の適正かつ効率的な運営を引き続き推進し、分別収集されたごみは資源化を優先します。また、焼却処理時には発電によるエネルギー回収を継続し、処理後に発生する残渣については適切に資源化を行うことで循環社会の構築に寄与できるシステムとします。

中間処理に係る取り組みの体系を表5に示します。

表5 中間処理に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 適正処理の推進	1)	中間処理施設の効率的な運営
	2)	資源化の拡充
(2) 広域処理の推進	1)	広域処理の継続
	2)	近隣自治体との相互協力
(3) ごみ処理施設整備計画	1)	新ごみ処理施設の概要と関連計画について
	2)	今後の整備スケジュールについて
	3)	施設整備に合わせて検討する施策について

※1 サークュラーエコノミー：廃棄物を資源として循環させ続け、廃棄物を発生させない社会

※2 SDGs：国連総会で採択された持続可能な世界を目指すための、国際社会共通の目標

(5) 最終処分計画

本市で最終処分しているごみは、陶磁器類と土砂・がれき類のみとなっています。処理残渣の埋め立ては行っておらず、最終処分場への負荷を可能な限り抑えた現在の処理体制を継続します。

最終処分に係る取り組みの体系を表6に示します。

表6 最終処分に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 最終処分の対策	1)	最終処分場の適切な運営
	2)	埋立量の削減
	3)	処理残渣の資源化の継続

(6) その他の計画

ごみ処理に関連するその他の取り組みの体系を表7に示します。

表7 その他の取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 市民・事業者・行政の連携	1)	廃棄物減量等推進審議会
	2)	市民による協働の推進
	3)	事業者の協力
(2) 災害廃棄物の対策	1)	緊急時の相互協力
	2)	迅速な災害廃棄物の処理
(3) 不法投棄・不適正処理対策	不法投棄・不適正処理対策の推進	
(4) 環境美化活動	1)	宗像国際環境会議
	2)	環境美化ボランティア活動
	3)	ラブアース・クリーンアップ活動
	4)	ビーチクリーン活動

第3章 生活排水処理計画

1 基本方針

河川や海域などの水環境の保全を図るためには、それらの水域に汚染の原因となるものを流入させないことが重要となります。し尿や生活雑排水を含む生活排水は、適切な処理を行わずに放流すると汚染の要因となります。公共用水域として市民の生活に密接に関わる水環境を健全な状態に保つことは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に繋がります。

本計画は一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水の処理に関する計画であり、「福岡県汚水処理構想」や「宗像市下水道ビジョン」などと連携を図りながら、生活環境の保全と公衆衛生の向上のために、生活排水の適正処理やし尿・汚泥の収集運搬体制及び中間処理体制等について定めます。

2 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図5に示します。

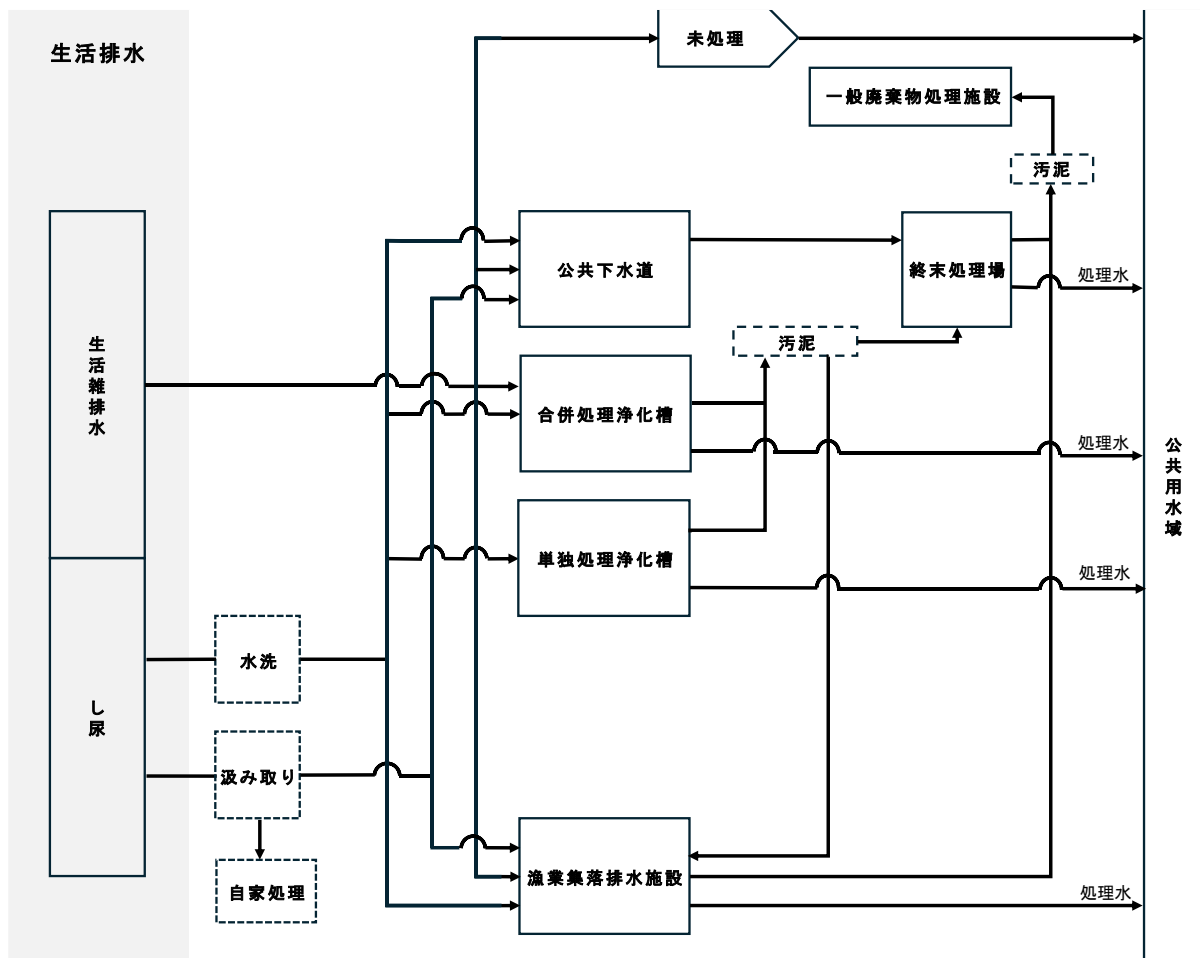


図5 生活排水処理フロー

3 生活排水処理の現状

本市における処理形態別人口及びし尿等収集量を表8に示します。

表8 処理形態別人口及びし尿等収集量（全域）

項目/年度		R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口（人）		96,993	97,119	97,053	97,204	97,099
	水洗化・生活雑排水処理人口	95,971	96,087	96,196	96,367	96,318
	合併処理浄化槽	1,070	1,090	754	751	712
	下水道	92,829	94,322	94,777	94,955	94,940
	漁業集落排水施設	2,072	675	665	661	666
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	56	55	44	44	44
	非水洗化人口	966	977	813	793	737
	し尿（汲取）人口	917	941	786	764	702
	自家処理人口	49	36	27	29	35
計画処理区域外人口（人）		0	0	0	0	0
生活排水処理率		98.9%	98.9%	99.1%	99.1%	99.2%
し尿等収集量（kL/年）		3,994	3,466	3,428	3,266	4,613
	し尿	1,879	1,844	1,806	1,742	1,746
	浄化槽汚泥	2,115	1,622	1,622	1,524	2,867

4 生活排水処理の推計

本市の処理形態別将来人口及びし尿等収集量の推計結果を表9に示します。

表9 処理形態別将来人口及びし尿等収集量の推計結果（全域）

項目/年度		計画初年度	中間目標年度	計画目標年度
		R7	R11	R16
計画処理区域内人口（人）		96,578	95,452	93,640
	水洗化・生活雑排水処理人口	95,925	94,939	93,270
	合併処理浄化槽	614	537	473
	下水道	94,650	93,746	92,151
	漁業集落排水施設	661	656	646
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	35	27	19
	非水洗化人口	618	486	351
	し尿（汲取）人口	595	468	337
	自家処理人口	23	18	14
計画処理区域外人口（人）		0	0	0
生活排水処理率		99.3%	99.5%	99.6%
し尿等収集量（kL/年）		2,747	2,279	1,830
	し尿	1,316	1,035	745
	浄化槽汚泥	1,431	1,244	1,085

※下線の項目を本計画の目標値とします。

5 生活排水処理基本計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上の更なる推進を図るために、本市の生活排水処理に関する目標として、令和16年度までに生活排水処理率を99.6%とすることを定めます。

生活排水の処理に関する施策の体系を表10に示します。

表10 生活排水処理基本計画の施策

取り組み	内容	
(1) 適正な生活排水の処理	1)	生活排水処理率の向上
	2)	生活排水未処理人口の転換
(2) 施設の整備計画	1)	現有施設の整備・更新
	2)	宗像終末処理場の新設に係る検討
(3) 公共下水道の整備	公共下水道の整備の推進	
(4) 市民・事業者への呼びかけ	1)	公共下水道等への接続
	2)	合併処理浄化槽への切り替え
(5) 行政からの情報提供	水環境に関する広報・啓発活動	

6 し尿・汚泥の処理計画

計画処理区域は本市のし尿・汚泥収集区域の全域とします。今後は、し尿人口及び浄化槽人口が減少することを想定して、実情を踏まえた効率的な収集運搬体制及び中間処理体制等を検討します。

し尿・汚泥の処理に関する施策の体系を表11に示します。

表11 し尿・汚泥の処理計画の施策

取り組み	内容	
(1) 収集運搬計画	1)	宗像終末処理場への搬入
	2)	効率的な収集運搬体制の検討
	3)	浄化槽の管理に関する指導
(2) 中間処理計画	1)	宗像終末処理場等における処理の継続
	2)	共同処理の検討
(3) 最終処分計画	1)	宗像清掃工場における処理の継続
	2)	汚泥等の資源化の検討
(4) 資源化有効利用計画	メタンガス化施設等の整備の検討	